

山形県クリーニング師試験委員会設置要綱

1 設 置

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項に規定する試験を実施するため、山形県クリーニング師試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 職 務

委員会は、クリーニング師試験に係る問題の作成、実技試験の審査、合否の判定等を行う。

3 定数等

(1) 委員の定数は、10名以内とする。

(2) 委員は、クリーニングに関する専門的な知識及び技能を有する者について知事が委嘱するほか、山形県健康福祉部次長並びに保健薬務課内の生活衛生担当職員のうちから委員長が指名するものをもって充てる。

4 委員長

(1) 委員のうち1名を委員長とし、委員長は、健康福祉部次長をもって充てる。

(2) 委員長は、委員会に関する事務を総理する。

5 任 期

委員の任期は、県職員である場合を除き、毎年度末までとする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 庶 務

委員会に関する庶務は、健康福祉部保健薬務課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

8 施行

(1) この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

(2) この要綱の一部を改正する規定は、平成15年6月24日から施行する。

(3) この要綱の一部を改正する規定は、平成19年6月6日から施行する。